

改正案	現行
<p>（会議又は議事録）</p> <p>第五条 会議又は議事録は、公開とする。ただし、会長は、特段の理由により必要があると認めるときは、審議会に諮って会議及び議事録を非公開とすることができる。</p> <p>2 前項の議事録は、会議のつど作成し、速やかに公開するものとする。</p> <p>3 第一項の規定により会議及び議事録を非公開とする場合には、その理由を明示して議事要旨を公開するものとする。</p> <p>4 前三項の規定にかかわらず、会長は、<u>会議、議事録又は議事要旨の公開により当事者若しくは第三者の権利若しくは利益又は公共の利益を害するおそれがあると認めるときは、審議会に諮って会議、議事録又は議事要旨の全部又は一部を非公開とすることができる。</u></p> <p>（準用）</p> <p>第八条 第二条から前条までの規定は、分科会について準用する。</p> <p>この場合において、<u>第二条、第三条、第四条、<u>第五条</u>、<u>第六条</u>及び前条第一項中「会長」とあるのは「分科会長」と、<u>第三条第一項及び第五条中「審議会」とあるのは「分科会」と、<u>第七条中「分科会」とあるのは「部会」と読み替えるものとする。</u></u></u></p> <p>2 第二条から<u>第六条</u>までの規定は、部会について準用する。この</p>	<p>（会議又は議事録）</p> <p>第五条 同上</p> <p>2 同上</p> <p>3 同上</p> <p>（新設）</p> <p>（準用）</p> <p>第八条 第二条から前条までの規定は、分科会について準用する。</p> <p>この場合において、<u>第二条、第三条、<u>第四条</u>、<u>第五条</u>第一項、<u>第六条</u>及び前条第一項中「会長」とあるのは「分科会長」と、<u>第三条第一項中「審議会」とあるのは「分科会」と、<u>第七条中「分科会」とあるのは「部会」と読み替えるものとする。</u></u></u></p> <p>2 第二条から<u>第六条</u>までの規定は、部会について準用する。この</p>

場合において、第二条、第三条、第四条、第五条及び第六条中「会長」とあるのは「部会長」と、第三条第一項及び第五条中「審議会」とあるのは「部会」と読み替えるものとする。

場合において、第二条、第三条、第四条、第五条第一項及び第六条中「会長」とあるのは「部会長」と、第三条第一項中「審議会」とあるのは「部会」と読み替えるものとする。

外資特別部会設置要領（平成十三年一月二十三日）新旧対照条文

（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>関税・外国為替等審議会令第七条第一項及び第六項の規定に基づき、下記のように定める。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1 外国為替等分科会に外資特別部会を置く。</p> <p>2 外資特別部会は、「対内直接投資等」又は「技術導入契約」に関する個別事案について調査審議するものとする。</p> <p>3 外資特別部会が、前項の規定により調査審議した事項に関し議決を行った場合は、その議決をもって外国為替等分科会の議決とする。</p>	<p>関税・外国為替等審議会令第七条第一項及び第六項の規定に基づき、下記のように定める。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1 同上</p> <p>2 外資特別部会は、「対内直接投資等」又は「技術導入契約」に関する個別事案について調査審議するものとする。</p> <p>3 同上</p>